

事業成長・持続支援融資
一般資金（事業者選択型経営者保証非提供促進保証制度）要綱

1 目的

この融資制度は、国の全国統一制度「事業者選択型経営者保証非提供促進特別保証制度」の対象であり、信用保証協会による債務の保証について信用保証料率の引上げを条件として経営者保証を提供しないものとするを中小企業者が選択できる制度「事業者選択型経営者保証非提供制度」が創設されたことを踏まえ、当該制度を利用する中小企業者が負担する信用保証料の一部を国が補助することにより、経営者保証に依存しない融資慣行の確立をさらに加速し、もって中小企業者の事業の発展に資することを目的とする。

2 融資対象資金

- (1) 運転資金
- (2) 設備資金

3 融資対象

原則として、京都市内で継続して6箇月以上同一事業を営む中小企業者（法人に限る。）並びに中小企業等協同組合、協業組合、商工組合及び同連合会、商店街振興組合及び同連合会、生活衛生同業組合及び同連合会等で京都信用保証協会（以下「保証協会」という。）の保証対象となり、次のいずれにも該当するもの。

ただし、法人の設立後最初の事業年度（以下「設立事業年度」という。）の決算がない法人である中小企業者は（1）、（2）及び（3）、設立事業年度の次の事業年度の決算がない法人である中小企業者は（3）の融資対象者要件は問わない。

- (1) 保証協会への保証申込日（以下「申込日」という。）以前2年間（法人の設立日から起算して申込日までの期間が2年間に満たない場合は、その期間）において、決算書等を申込金融機関の求めに応じて提出していること。
- (2) 申込日の直前の決算において、当該中小企業者の代表者（代表者に準ずる者を含む。）への貸付金その他の金銭債権（当該中小企業者の事業の実施に必要なもの及び少額のものを除く。）がなく、かつ、当該中小企業者の代表者（代表者に準ずる者を含む。）への役員報酬、賞与、配当その他の金銭の支払が社会通念上相当と認められる額を超えていないこと。
- (3) 次の両方又はいずれかを満たすこと。
 - ア 申込日の直前の決算における貸借対照表上、債務超過（※1）でないこと。
 - イ 申込日の直前2期の決算における損益計算書上、減価償却前経常利益が連続して赤字でないこと（※2）。
- (4) 次のア及びイについて継続的に充足することを誓約する書面を提出していること。
 - ア 申込日以降においても、決算書等を申込金融機関の求めに応じて提出すること。
 - イ 申込日を含む事業年度以降の決算において、当該中小企業者の代表者（代表者

に準ずる者を含む。)への貸付金その他の金銭債権(当該中小企業者の事業の実施に必要なもの及び少額のものを除く。)がなく、かつ、申込日を含む事業年度以降の決算において、当該中小企業者の代表者(代表者に準ずる者を含む。)への役員報酬、賞与、配当金その他の金銭の支払が社会通念上相当と認められる額を超えないこと。

(5) 信用保証料率の引上げ(※3)により経営者保証を提供しないことを希望していること。

※1 「純資産の額 ≥ 0 」であること。

※2 「経常利益+減価償却 ≥ 0 」であること。

※3 中小企業信用保険法施行規則(昭和37年通商産業省令第14号)(以下「保険法施行規則」という。)第4条の2第5号に掲げる規定に基づき、保険料率が加算されることに伴うものに限る。

4 融資条件

(1) 融資限度額 8,000万円以内

ただし、保証協会の保証利用可能額(無担保保証)の範囲内とする。

また、経営安定関連特別保証により別枠を利用する場合の融資限度額についても同様とし、この融資の現残を含み各保証の利用可能額の範囲内とする。

(2) 融資利率 金融機関所定利率(固定金利)

ただし、京都市の他の要綱・要領等で特別な定めがある場合はこの限りでない。

(3) 融資期間 10年以内

ただし、京都市の他の要綱・要領等で特別な定めがある場合はこの限りでない。

(4) 返済方法 原則として元金均等月賦返済

ただし、必要により1年以内の据置期間を認める。

なお、融資期間が1年以内の場合は、一括返済を認める。

(5) 保証人・担保 保証協会の保証付

担保及び保証人は徴求しないこととする。

(6) 信用保証料

ア 信用保証料率

(ア) 3融資対象(3)のア及びイのいずれにも該当する場合は、保証協会所定の信用保証料率に0.25%を上乗せした信用保証料率とする。

(イ) 3融資対象(3)のア及びイのいずれか一方のみに該当する場合又は法人の設立後2事業年度の決算がない場合は、保証協会所定の信用保証料率に0.45%を上乗せした信用保証料とする。

(ウ) 保険法施行規則第21条各号に定める事由に該当する場合については、保証協会が当該中小企業者に対して適用する所定の信用保証料率に上記(ア)又は(イ)に応じて上乗せした料率とする。

イ 信用保証料の補助

信用保証料については、0.05%に相当する額を国が補助する。

なお、条件変更に伴い追加して生じる信用保証料については、国の補助の対象外とする。

5 取扱金融機関・受付場所

京都銀行 南都銀行 滋賀銀行 関西みらい銀行 池田泉州銀行
京都信用金庫 京都中央信用金庫 近畿産業信用組合 京滋信用組合
三菱UFJ銀行 みずほ銀行 商工組合中央金庫

6 融資の手続き

(1) 相談・受付

本制度による融資の相談及び受付は、取扱金融機関の本・支店とする。

ただし、相談については、京都商工会議所及び保証協会においても対応することとし、本制度の内容、申込資格、手続き等を説明する。

(2) 提出書類

融資の申込をしようとするものは、融資申込書（取扱金融機関所定）に次の書類を添えて5の受付場所に提出しなければならない。

ア 信用保証委託申込書（保証協会所定）

イ 試算表等

ウ 許認可等を要する事業を営むものにあつては、その許認可証等の写し

エ 市民税の納税証明書

オ 必要に応じ登記事項証明書（履歴事項全部証明書）、定款の写し

カ 事業者選択型経営者保証非提供制度要件確認書兼誓約書

キ 経営安定関連保証を利用する場合、中小企業信用保険法（以下「保険法」という。）

第2条第5項第4号又は第5号の規定による特定中小企業者であることの認定書

ク その他取扱金融機関又は保証協会が必要と認めた書類

7 関係機関の事務処理

(1) 取扱金融機関の審査・保証依頼等

取扱金融機関は、融資の申込を受け付けたときは、提出書類の内容を審査し、融資ができるものについては、保証協会に保証依頼を行う。

(2) 保証協会の審査・信用付与

保証協会は、取扱金融機関から受け付けた保証依頼について保証の可否を審査し、保証ができるものについては、保証書を取扱金融機関に送付する。

(3) 取扱金融機関による融資実行

取扱金融機関は、保証協会から送付された保証書に基づき、速やかに融資を実行する。

8 金融機関の責務及び報告

申込金融機関は、融資実行後、当該中小企業者に対して、3 融資対象（4）ア及びイの誓約事項について継続的な充足を促すものとする。

また、誓約事項に違反していることが判明した場合は、是正の働きかけを行い、改善が見られない場合には、必要に応じて今後の対応について保証協会及び中小企業者と協議を行うものとする。

9 その他

- (1) 本制度の利用にあたっては、市民税の申告をし、かつ市税の滞納がないことを要件とする。
- (2) 京都市は、関係機関に対し、本制度の実施状況等についての調査・照会することができ、関係機関は京都市からの調査・照会に対して、回答するものとする。
- (3) 本制度の実施期間は、令和8年4月1日から令和9年3月31日までに保証協会が保証申込を受け付けたものとする。
- (4) 本制度の実施について必要な事項は、別に定める。
- (5) 本制度は、京都府及び京都市が十分に協力・連携し、運用するものとする。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和7年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この要綱の施行の日前の一般資金「事業者選択型経営者保証非提供促進保証制度」取扱要領に基づき受け付けた融資については、なお従前の例による。

附 則

この要綱は、令和8年4月1日から施行する。